

茨城県報 第5969号

昭和46年11月29日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

●療養取扱機関の申し出の受理があつたとみなされるもの等(国民健康保険課).....	ページ
●療養取扱機関の辞退(//).....	1
●保険医療機関の辞退(保険課).....	2
●県道路線の認定(道路維持課).....	2
●道路の区域決定(//).....	3
●道路の供用開始(//).....	3
●県道路線の廃止(//).....	4
●木材業者等の登録(県北農林事務所).....	4

公告

●争議行為の通知の公表(労政課).....	5
●肥料登録有効期間の更新(農産園芸課).....	5
●肥料登録の失効(//).....	5
●建築許可に関する聴聞(2件)(建築住宅課).....	6

告示

茨城県告示第1210号

次のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項及び第2項により告示する。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩上二郎

記

1 療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされ、及び国民健康保険法第37条第5項の申し出を受理したもの

記号番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
水国医第188号	46.10.15	小関外科医院	小関国夫	水戸市千波町久保347の1	46.10.15	全国
日国医第112号	46.10.12	鈴木医院	鈴木稚美	日立市弁天町1-15-4	46.10.12	//

日国医 第1016号	46. 11. 1	日立メデイカル センター付属 菅 診 療 所	埜	要	日立市中深萩町 字長久保2345	—	—
土国医 第109号	〃	淀 繩 病 院	淀 繩 武 雄		土浦市西大町 1191—2	46. 11. 1	全 国
竜国医 第 17 号	46. 10. 15	野 上 歯 科 医 院	野 上 雄 一		竜ヶ崎市馴馬町 595の1	46. 10. 15	〃
海国医 第 14 号	46. 11. 1	秋 葉 〃	秋 葉 仁		水海道市宝町 3380	—	—
水国薬 第 59 号	46. 10. 15	西 原 薬 局	秋 山 甲 子		水戸市西原2— 17—21	46. 10. 15	全 国
〃 第 60 号	〃	コバヤシ 〃	小 林 豊		水戸市東原2— 8—9	〃	〃
〃 第 61 号	46. 11. 1	井 坂 〃	井 坂 紀々子		水戸市渡里町 2325	46. 11. 1	〃

茨城県告示第1211号

次の機関は国民健康保険法第47条第1項の規定により、療養取扱機関を辞退したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により告示する。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

機 関 番 号	機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
筑国医 第31号	横 田 医 院	筑波郡谷田部町谷田部2980	46. 10. 1

茨城県告示第1212号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第2条に基づき、保険医療機関の辞退に関し次の事項を告示する。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 保険医療機関名称 横 田 医 院
及び指定記号番号 筑医 31
- 2 辞 退 年 月 日 昭和46年10月1日

茨城県告示第1213号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、昭和46年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	備考
388	山王下妻線	結城市大字山王 下妻市		
160	高崎岩井線	結城郡八千代村大字高崎 猿島郡岩井町		

茨城県告示第1214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和46年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
388	県道	山王下妻線	結城市大字山王字芋保337番から	メートル 3.0~19.0	メートル 10,399.8
			下妻市大字若柳字収本乙133番まで		

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
160	県道	高崎岩井線	結城郡八千代村大字高崎字釜内737番の2から	メートル 4.6~14.3	メートル 21,631.2
			猿島郡岩井町大字勘助新田字仏崎56番まで		

茨城県告示第1215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和46年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 山王下妻線
 2 供用開始の区間 結城市大字山王字芋保337番から
 結城郡八千代村大字高崎字釜内1130番まで
 下妻市大字黒駒字北内18番の2から
 同 市大字若柳字収本乙133番まで
 3 供用開始の期日 昭和46年11月29日

- 1 路 線 名 県道 高崎岩井線
 2 供用開始の区間 結城郡八千代村大字高崎字釜内737番の2から
 猿島郡岩井町大字勘助新田字仏崎56番まで
 3 供用開始の期日 昭和46年11月29日

茨城県告示第1216号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
 その関係図面は、昭和46年11月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	路 線 名	起 終 点	重要な経過地	備 考
160	内野山貝谷結 城線	猿島郡猿島町大字内野山		
		結 城 市		

茨城県告示第1217号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したの
 で、同条第3項の規定により公示する。

昭和46年11月29日

茨城県北農林事務所長 綿 引 義 孝

第1種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者 氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種
					所在地	名 称	
北農林 第345号	昭和 46.11.10	久慈郡大子町大 子久野瀬1の4	菊池 隆	—	住所に同じ	—	素林生産 販 売

公 告

●争議行為の通知の公表

水戸赤十字病院労働組合執行委員長本橋功から、昭和46年11月19日次のとおり争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令第10条の4第4項の規定により公表する。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 事 件

昭和46年年末一時金外11項目

2 日 時

昭和46年11月30日以降本問題の完全解決に至るまでの期間

3 場 所

水戸赤十字病院労働組合の組合員が従事する職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為を実施する。

●肥料登録有効期間の更新

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、下記の肥料の有効期間を更新した。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号 茨城県 第 号	肥 料 の 名 称	保証成分量 (%)			生産業者の氏名及び住所	有効期限
		TN	TP	TK		
1054	7.2 抽出大豆油かす	7.2	1.0	1.0	明糖油脂工業(株) 那珂郡那珂町中台440	49.9.1
495	消 石 灰	アルカリ分	65.0		大 窪 一 郎 日立市大久保町2222	49.9.30
742	菜 種 油 粕	5.3	2.2	1.0	諸 橋 武 稲敷郡牛久町田宮127	49.11.10
502	菜 種 油 粕	5.0	2.0	1.0	白 水 千代松 那珂郡那珂町本米崎1994	49.11.14

●肥料登録の失効

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条第2項の規定により、下記の肥料は失効した。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号 茨城県第	肥料の名称	保証成分量(%)			生産業者の氏名又は名称 及び住所	失効 年月日
		TN	TP	TK		
860	5.3 菜種油粕粉末	5.3	2.0	1.0	福田元雄 石岡市高浜825	46.9.10

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和46年12月4日 午前10時
- 2 聴聞場所 水戸市見和町776
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用するセメント製品の製造(厚型スレート製造工場の出力の増設)
- 4 申請者住所氏名 水戸市上水戸2丁目2-39
旭建材工業(有) 代表 水越豊吉
- 5 建築物構造規模 コンクリートブロック一部鉄骨造, 2階建 既存918.29 m^2
原動機15.6Kw増設 17.25Kw既設
- 6 建築物の位置 水戸市見和町776
- 7 敷地面積 3,776 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和46年11月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和46年12月6日 午後1時
- 2 聴聞場所 古河市平和台4180-418
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する二台以下の研磨機による金属の乾燥研磨
(小型モーター組立工場の改増築)
- 4 申請者住所氏名 古河市平和台4180-418
420
古河電機(株) 代表 細島政男
- 5 建築物構造規模 鉄骨造, 2階建 528.37 m^2 改増築 既存621.81 m^2
原動機139.3Kw既設

6 建築物の位置 古河市平和台4180—418, 419, 420

7 敷地面積 2,115.94 m^2

○ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ○

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は、昭和46年4月1日から送料とも1カ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
休日の場合は繰り下ぐ 金 3 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所